

日本労働年鑑 第57集 1987年版  
The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

III 労使交渉と労働争議

2 労働争議

争議件数と参加人員

労働大臣官房政策調査部『昭和六〇年労働争議統計調査年報告』によれば、一九八五年の総争議件数は四八二六件、総参加人員三二四万九〇〇〇人で、件数においては最近つづいた減少傾向に歯止めをかけ前年にくらべ三四六件(七・七%)増加したが、総参加人員は四〇万三〇〇〇人(一一・〇%)の減少となり、相変わらず減少傾向がつづいている(第39表)。

これを形態別にみると、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は六二七件、参加人員一二万三〇〇〇人、労働損失日数二六万四〇〇〇日で、件数では三一件(四・二%)増加したが、参加人員で三万二〇〇〇人(二〇・四%)、労働損失日数で九万日(二五・四%)の減少となり、参加人員、労働損失日数とも調査開始(一九四六年)以来の最低を前年にひきつづきさらに更新した(第40表)。

また、参加人員一人当たりの労働損失日数は二・〇八日で前年(二・二八日)を下回った。これは、つぎに指摘するように、春闘以外での労働損失日数(二・一四日)が前年(二・九四日)を大幅に下回ったことによる。

春闘と争議

一九八五年中の労働争議の参加人員の動きを月別にみると、春闘時の三、四月に大きな山がみられるほかは、前年とほぼ同程度もしくは下回っている。とりわけ、秋闘時の一〇月は前年を大幅に下回った。これは、前年の一〇月には公務員共闘傘下の組合による人勧完全実施要求の統一ストが大規模におこなわれたが、八五年にはそのような動きがみられなかったことによる。

しかし、春闘時の三、四月は前年を大幅に上回る参加人員があった。これは、三月に年金制度改悪反対の要求を掲げた総評の統一行動が、また、四月には春闘会議が設定した二年ぶりの官民統一ストがおこなわれたことによるものである(第13図)。

一九八五年春季賃上げ争議における総争議件数は二三六一件、総参加人員一八一万二〇〇〇人で、それぞれ前年を一八七・二%、三三・八%と大幅に上回った。この理由は前述したとおりである。これを争議行為をともなう争議でみると、件数は二二七七件、参加人員は七四万二〇〇〇人で、前年にくらべてそれぞれ一五三四件(二〇六・五%)、四六万二〇〇〇人(一六四・九%)の大幅な増加となった。また、争議行為をともなう争議のうち「半日以上の同盟罷業」は件数三三五件、参加人員八万一〇〇〇人、労働損失日数は一六万八〇〇〇日で、前年にくらべ件数は六七件(二五・〇%)、労働損失日数は五〇〇〇日(二・八%)増加したが、参加人員は九〇〇〇人(九・六%)の減少となった。「半日未満の同盟罷業」も公務員のストが増加したこと等により、件数、参加人員と

も前年に比べて二〇〇%以上の大幅な増加を示した。年間争議に占める春季賃上げ争議の割合をみると、総争議では件数で四八・九%、総参加人員で五五・八%、また、争議行為をともなう争議では件数で五三・八%、参加人員で五四・八%となっており、前年を大幅に上回った。これを争議の形態別にみると、「半日以上同盟罷業」は件数で五三・六%、参加人員で六六・一%、労働損失日数で六五・二%と前年を大幅に上回り、過半数が春闘時に集中している(第41表)。

### 産業別にみた争議

一九八五年中の労働争議を産業別にみると、件数、行為参加人員は公務(二五二一件、八八万三〇〇〇人)、サービス業(六〇五件、一七万六〇〇〇人)、また、労働損失日数については製造業(一二万八〇〇〇日)、運輸・通信業(八万九〇〇〇人)が多い。これを前年とくらべると、件数は建設業、鉱業を除くすべての産業で増加し、とくに運輸・通信業(一一八件増)、製造業(一〇四件増)での増加が大きい。一方、行為参加人員、労働損失日数は過半数の産業で減少し、とくに行為参加人員ではサービス業(一七万二〇〇〇人減)、労働損失日数では前年にひきつづき運輸・通信業(五万四〇〇〇日減)での減少幅が大きい(第42表)。

### 規模別にみた争議

民営企業について争議行為をともなう争議の発生企業数をみると二〇五七企業で、その行為参加人員は二八万九〇〇〇人、労働損失日数は二六万三〇〇〇日で、前年に比べ、それぞれ九五企業(四・四%)、四万人(一二・一%)、八万一〇〇〇日(二三・六%)の減少となっている。これを企業規模別にみると、企業数、行為参加人員についてはすべての規模で、労働損失日数についてもほとんどの規模で減少している。とりわけ、企業数は九九人以下で三四企業(四・二%)、行為参加人員は一〇〇〇人以上で一万五〇〇〇人(一一・四%)、労働損失日数は三〇〇~九九九人の四万二〇〇〇日(三五・〇%)それぞれ減少している(第43表)。

### 要求別にみた争議

主要要求事項別の状況をみると、二八九〇(五九・九%)の争議が「賃金増額」を要求しており、次いで「臨時給与金」要求が五九五件(一二・三%)、「その他の経営および人事」要求が一六六件(三・四%)、「組合保障および組合活動」要求が一六四件(三・四%)となっている。これを前年とくらべると「賃金増額」が大幅に減少し(二三二件減)、「その他」(三六九件増)が年金制度改悪反対、国家機密法阻止等を内容とする労働争議の増加により増加した(第44表)。

### 上部団体別にみた争議

争議行為をともなう争議について主要団体別にみると、行為参加人員では総評が一二六万七〇〇〇人で全体の九割以上を占めており、中立労連、同盟、新産別がつづいている。また、「半日以上同盟罷業」をともなう労働損失日数では、総評が一四万六〇〇〇日で全体の五割以上、次いで新産別の二万五〇〇〇日となっている。これを前年とくらべると、行為参加人員、「半日以上同盟罷業」とも新産別を除いていずれの団体も減少している(第45表)。

### 争議の解決状況

一九八五年の労働争議四八二六件のうち八五年中に解決したものは四六九二件(九七・二%)であった。これを解決方法別にみると、労使直接交渉によるものが一一七七件(解決件数の二四・四%)、第三者関与により解決したものが二一七件(四・五%)、その他(解決扱い)が三二九八件(六八・三%)で、前年に比べると、第三者関与によるものの割合が前年同様に低下したが、労使

直接交渉は増加している。なお、第三者関与により解決したものの内訳をみると、労働委員会によるあっせんがもっとも多い(第46表)。労働争議の解決件数を継続期間(争議開始から解決にいたるまでの期間)別にみると、五日以下で解決した労働争議は二九〇六件(解決件数の六一・九%)、六～一〇日は二三四件(五・〇%)、一一～三〇日は一〇〇五件(二一・四%)、三一日以上は五四七件(一一・七%)で、前年に比べると、五日以下で解決したものの割合が減少したのにたいし、一一～三〇日で解決したものの割合が増加し、争議の長期化の傾向を示した。これを主要要求事項別にみると、「賃金および手当」にかんする要求は一〇日以下で解決したものが六割を占め、前年よりは長期化しているが(前年は七〇・八%が五日以下)、比較的短時間で解決しているのにたいし、「組合保障および労働協約」「経営および人事」にかんする要求は、前年同様、半数近くが三一日以上となっている。

(以上は、労働大臣官房政策調査部『昭和六〇年労働争議統計調査年報告』[一九八六年六月]による。)

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---